

別紙

諮問第1589号～第1591号、第1603号～第1636号

答 申

1 審査会の結論

別表1及び2に掲げる本件各決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）に基づき、審査請求人が行った別表1及び2の「請求内容」欄に記載の開示請求（以下「本件各開示請求」という。）に対し、東京都知事が行った別表1及び2の「決定内容」欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）について、それぞれその取消しを求めるといものである。

(2) 審査請求の理由

本件各審査請求に係る審査請求書等における審査請求人の主張の要約は、別表1及び2の「審査請求人の主張」欄に記載のとおりである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各審査請求に係る理由説明書における実施機関の主張の要約は、別表1及び2の「実施機関の主張」欄に記載のとおりである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求については、別表1及び2の「諮問日」欄に記載の日付に審査会へ諮問された。

審査会は、実施機関から理由説明書を、審査請求人から意見書を収受し、令和5年4月28日（第237回第二部会）から同年6月30日（第239回第二部会）まで、3回の審

議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

別表1及び2の「諮問番号」欄に記載の本件各諮問については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件開示請求の内容について

(ア) 事案の概要

審査会が、別表1及び2の「請求内容」及び「審査請求人の主張」欄を確認したところ、実施機関による東京都感染拡大防止協力金（以下「協力金」という。）に関連する一連の事務における、根拠、経緯等について示した公文書の開示を請求したものであることが認められた。

(イ) 実施機関による協力金事務

東京都は、新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」において事業者に対し施設の使用停止又は営業時間の短縮（以下「休業等」という。）の要請を行い、この要請に応じた休業等の対象となる施設を運営する都内中小企業及び個人事業主に対して、協力金を支給している。

協力金の申請に当たっては、「東京都感染拡大防止協力金事務取扱要綱」（令和2年5月7日改正2産労総企第172号）で定める資料を東京都知事へ提出する必要があり、所定の手続については、受付期間ごとに作成される申請受付要項で案内されている。

実施機関の説明によると、申請受付要項で「営業に必要な許可等を取得している

ことがわかる書類（写し）」の提出を求めているが、申請者と営業許可書の名義人が異なる場合は、「飲食店営業許可書に係る確認書」で申請者との確認を行い、店舗の営業に関する全体的な管理権限を有すると認められれば協力金を支給するなど実態に即した審査を行っているとのことである。

なお、その他の一般的な事項については申請受付要項に従って運用するよう協力金の審査事務局に指示しており、個別の案件は都度検討を行い、口頭で指示をしているため、審査請求人が協力金を支給すべきと主張する間借り等の個別事例について運用を定めた事項を記載した文書は存在しないとのことである。

ウ 本件各決定について

実施機関は、本件各開示請求に対し、別表1の「決定日」、「決定内容」及び「非開示理由」の各欄並びに別表2の「決定日」、「決定内容」及び「対象公文書」の各欄に記載のとおり、非開示決定及び開示決定を行った。

エ 本件各決定の妥当性について

(ア) 別表1に掲げる非開示決定の妥当性について

実施機関は、別表1項番1から30までの「請求内容」欄に記載の各開示請求に対し、不存在を理由とする非開示決定を行った。

審査会が検討したところ、実施機関による別表1項番1から30までの「実施機関の主張」欄に記載の説明は、前記イ（イ）の協力金事務の手續に照らすと首肯することができ、この他に、当該各開示請求に係る公文書の存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、別表1に掲げる各開示請求に対し、それぞれ不存在を理由に非開示とした実施機関の決定は、妥当である。

(イ) 別表2に掲げる開示決定の妥当性について

実施機関は、別表2項番1から7までの「請求内容」欄に記載の各開示請求に対し、「対象公文書」欄に記載のとおり公文書の特定を行い、開示決定を行った。

審査会が検討したところ、実施機関による別表2項番1から7までの「実施機関の主張」欄に記載の説明及び実施機関における対象公文書の特定は、前記イ（イ）

の協力金事務の手續に照らすと不自然、不合理な点は認められず、また、審査請求人が存在するはずであると主張する他の公文書の存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、別表2に掲げる各開示請求に対し、「対象公文書」欄に記載の公文書を特定し、開示した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

項番	諮問番号	諮問日	主管局	主務課	請求内容	決定日	決定内容	非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
1	1589	令和4/1/11	総務局	総務部文書課	感染拡大防止協力金に関わる（総務局も含む）昨年の第一回分から7月14日までの間に『1営業許可書＝1店舗』又は『1屋号＝1店舗』と認識できる一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定（不存在）	総務局では感染拡大防止協力金に係る事業を所管していないことから、該当する公文書の作成及び取得を行っていないため。」とされているが、そもそも「事業を所管」しているかなど本文で聞いていない。「関わる」話を開示請求している。所管していなくても「協力金」の文書が存在しているのは26番（※別表での掲載はなし。）の開示決定文書「東京都緊急事態措置相談センター-Q&A」のにも存在し「関わって」いるのは明らかである。もちろん総務局の意図があろうがなろうが虹色ステッカーやコロナ対策リーダー、そもそもの営業時間短縮要請などが協力金の要件に設定されるなど多岐に渡り関わっている。その中で例えば「1屋号＝1店舗」の解釈で要請やコロナ対策リーダーの設置は行って頂き短縮要請等も広く要請を行わないと実際の営業者や従業員等がコロナ対策を行って頂くために必要ですので東京都の立場としてお願いしている。という旨は総務局広報〇〇課長代理は申しており、申請者も同意するものである。蛇足ながらこの要請等の「店舗」の解釈が産業労働局と相違しており、〇〇課長代理も「1営業許可書＝1店舗」の解釈ではなく実態に合わせた運用であると答えている。つまり要請だけお願いして「協力金の支払いや審査には全く関係ありません。」というのは同じ東京都として要請等と関わっている以上、対象事業者からしたら酷く分りにくく全くもって不当な主張である。	本件開示請求書の「1 開示請求に係る公文書の件名又は内容」の記載によれば、開示請求者は、産業労働局が所管する「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」（以下「感染拡大防止協力金」という。）の支給要件における「1店舗」の取扱いが確認できる公文書の開示を求めている。感染拡大防止協力金を所管していない総務局では、これに該当する公文書は作成及び取得をしていないことから、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第11条第2項の規定により、対象公文書の不存在による非開示決定を行った。	
2	1590	令和4/1/11	総務局	総合防災部防災管理課	時短要請や協力金の臨時交付金に関する内閣府の見解として『要請対象＝協力金支給』であり、この方程式が崩れる場合は私権制限にあたる可能性が高い。とされているが東京都として総務局、産業労働局双方において、自ら私権制限の可能性の高い時短要請や協力金制度（要請の対象だが協力金の対象外）を運用している法的根拠や理由がわかる一切の文書。	令和3/9/16	非開示決定（不存在）	総務局では該当する公文書の作成及び取得を行っていないため。	本件は不存在により非開示決定である。しかしながら文書が必ず存在するはずである根拠として以下の点がある。注意事項等もなしに「要請対象で従ったもの」（不正を行ったもの等を除く）に対して協力金を支給対象にしないのであれば、申込受付要項等が後から作成される性質を考えると騙し打ちであり、対象外にすることで、営業を私権制限するだけでなく、「協力金が出るから従って経営を続けよう」と判断することができ、「協力金が出ないなら店をたたむ」など、経営の損切する機会すら奪う悪質な私権制限である。このような判断を知事や総務局等と調整も法的根拠もなく行うことは明らかに越権行為である。存在しないとするならば「想定」していなかった場合は有り得ると推察できるが、現状、請求者に対して救済策や和解交渉等を行わず、むしろ適法に支給された1～6回目の支給も「取り消す」と脅迫（半年以上経ってもまだ行っていないため）とも認識できる発言等の行為を4月から続けている。仮に「取り消した」としても昨年4月から少なくとも最初の不支給の方針が伝えられた本年4月までの間は、騙されて要請に従った状態は消えないので私権制限に伴う損害賠償請求権が発生すると解釈している。よってこれを回避するための法的根拠や理由がわかる文書は存在しないなら事務取扱要綱の第一条の目的に照らして「救済」に動くのが本来の行政の在り方であると答申に触れて頂けることを期待する。東京都が自分たちを守るために法的根拠等は必ず作成しているはずである。	総務局は、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法及び国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及びこれに関連する事務連絡等を根拠として、施設の使用制限等を要請している。要請の対象施設を定めるにあたっては、協力金制度を所管する産業労働局との調整を前提とするものではなく、請求人が開示を求める公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。なお、総務局が施設の使用制限等の要請対象とした事業者について、協力金の支給対象とするか否かについては、協力金制度を所管する産業労働局の判断によるものである。総務局としては、関連法令等に基づき、適正に施設の使用制限等の要請を行っている。
3	1591	令和4/1/11	総務局	総務部文書課	東京都職員関係者によるミスについて国家賠償法に照らした解釈等がわかる都庁内にある一切の文書。	令和3/8/6	非開示決定（不存在）	実施機関では対象公文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	本件は「実施機関では対象文書を作成及び取得しておらず、存在しない。」として非開示決定している。しかしながら回答は総務局総務部文書課であり、請求者は「都庁内」すべてに対して開示請求している。なお本件は「東京都職員関係者によるミス」に「国家賠償法に照らした解釈等がわかる」としており、過去にミスによる損害賠償（仮に関連法案によるものであっても国家賠償法に基づく運用法案であるもの）を支払ったケース（和解も含め）を要求している。当然、個人名等は黒塗りで構わないが請求人が知りたいのはどの程度のミスが損害賠償のケースになるのかである。よって事務担当課が偏っているため、審査請求に至った。	国家賠償法の解釈は、都が独自に行うようなものではなく、東京都知事部局では、東京都職員関係者によるミスが国家賠償法上どのように解釈されるかを記した文書について取得及び作成をしていないことから、条例第11条2項の規定により、公文書の非開示決定を行った。
4	1603	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	感染拡大防止協力金に関わる昨年の第一回分から今回までの「間借り」について運用を定めた又は検討した際の会議の議事録等一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定（不存在）	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本開示決定は不存在による理由で非開示決定ではあるが、添付資料（※略）で示した通り弊社飲食店の営業形態は間借りである。その事実は企画調整課も認めており、運用を定めたり検討した際の書面等も存在しないにも拘わらず協力金が支給されたり、突然不支給になった事実は存在しており、審査事務局等に指示をするなどの際に運用を定めた文書等を共有するのは当然のことであると推察するに至った。蛇足ながら本文で示した会議の議事録は一例であって一切の文書を要求しているのである。しかしながら不存在なのが事実だとするのであれば答申にて本件に係る協力金不支給の決定についても異議等を唱えて頂けるものと期待する。	協力金において、一般的な事項については申請受付要項に従った運用するよう審査事務局に指示をしている。請求人の事例のような個別の案件については、案件が発生する都度検討を行い、口頭で指示をしている。そのため、間借りを含む個別事例について運用を定めた事項を記載した文書は存在していない。
5	1604	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	感染拡大防止協力金に関わる要件にある「営業許可書」と「営業許可」の違いを検討した際に使用した一切の文書	令和3/9/10	非開示決定（不存在）	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本開示決定は不存在による理由で非開示決定ではあるが、添付資料で示した通り弊社飲食店の営業形態は間借りである。本件にある「営業許可書」というものは行政処分を経たものとして存在する書面である。「営業許可」については後から気が付いたことではあるが行政に携わる人間は「許可」という言葉を「行政処分」として認識し解釈するようである。ここで請求人が示しているのはあくまで「営業許可」は「営業していい状態（合法的な）の説明を受けたもの」を刺している。本件に係る食品衛生法では食品を取り扱う際の設備等に合格基準を設け運用しており、食品衛生上、問題のないものに「営業許可書」を発行している。間借り営業等のその合格設備を類似の範囲であれば共有することは認められており（別紙添付2の通り）（※略）、別途添付1（※略）のように営業を管轄保健所が確認をしていたとしても合法なのでなんのお咎めも存在しない。この論点は再三に渡り企画調整課にも伝えているが申請者の意図する内容と相違する解釈のもと決裁を行っている。なお、いずれにしても協力金の申請HPや申請受付要綱等にこの言葉を使い分けて記載しているの何らかの理由が存在すると推察している。しかしながら不存在なのが事実だとするのであれば申請者が混乱するだけの愚策であるのは論ずるまでもないので答申にて本件に係る協力金不支給の決定についても異議等を唱えて頂けるものと期待する。	協力金の支給対象については、事務取扱要綱及び申請受付要項に記載のあるとおりであり、感染拡大防止協力金に関わる要件にある「営業許可書」と「営業許可」の違いを検討した際に使用した文書は存在しない。
6	1606	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	感染拡大防止協力金に関わる要件にある「飲食店営業許可書に係る確認書」を本年1月8日分から新たに申請書類に加わるようになった経緯や運用方針がわかる一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定（不存在）	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本開示決定は不存在による理由で非開示決定ではあるが、添付資料（※略）で示した通り弊社飲食店の営業形態は間借りである。したがって本件は非常に重要な論点であるが、開示決定時に閲覧を設定するために9月15日に企画調整課にて〇〇課長代理より補足説明があり「新たに」ではなく「最初から」「飲食店営業許可書に係る確認書」を求めるとは決まっている。との回答を得ているが、第一回目からの事務取扱要綱や申請受付要項を確認してもその事実は確認出来ない。また同日開示決定の別の開示決定（当該7番（※別表での掲載はなし。））にて「飲食店支給対象の営業形態を聞かれた場合に回答するための指示」は「申請受付要項」のみを開示決定しており、この「飲食店営業許可書に係る確認書」の話は弊社不支給の期間開始の第七回目より記載がされている。本件〇〇課長代理とのやり取りは企画調整課も録音をしているので相互に確認できる事実にも拘わらず開示決定に矛盾が生じている。本件が「新たに」加わっていることが請求者の主張通り事実だとするのであれば答申にて本件に係る協力金不支給の決定についても告知なく変更を行った不正な公権力の行使にあたるため異議等を唱えて頂けるものと期待する。	営業許可書は、申請者が営業に必要な許可を得ていることを確認するために提出を求めているが、当初から提出された書類からそれが確認できない場合には申請者に連絡をし、任意様式で申請者名と営業許可書の名義が異なることの確認を求めている。「令和3年1月8日～2月7日実施分」より、申請者がより適切に申請できるよう「飲食店営業許可書に係る確認書」の様式を定め、「令和3年3月8日～3月31日実施分」より申請受付要項に掲載したものである。今までも提出が必要であった書類の様式を整備したにすぎず、新たに申請書類に加わることとなったわけではない。また、掲載にあたっても口頭での打ち合わせ調整を行っていたため、「飲食店営業許可書に係る確認書」を要項に加えることになった経緯がわかる文書は存在しない。
7	1608	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	全期間において感染拡大防止協力金に関わる支給の対象事業者と非対象者を「審査」の前の段階で全て告知しない方針または告知しない方向で決定した際の検討段階からの一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定（不存在）	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本開示決定は不存在による理由で非開示決定である。しかしながら企画調整課〇〇課長代理とのやり取りの中で本件趣旨である「審査時に対象か対象外は全ての告知は必要はない。」との旨の発言は何度も頂いている。よく考えて頂きたいが本件に係る協力金の制度は「要請に従ったことへの謝礼」とされており民法を照らし合わせると「停止条件付贈与契約」である。この前提がある故、請求人が一番行いたい不支給の決定通知への審査請求が却下される旨は東京都の各局から聞いている。その建前の中で「要請の対象業者」であるのに記載なく「協力金の対象外」を審査に委ねるのは不当な公権力の行使にあたりと請求人は存在する。そのような重要な決定や検討を文書が存在せず〇〇課長代理が独断で言っているのであれば重大な問題であると同時に不在であれば「行政処分」に該当する可能性や行政処分とは言えないとしても行政組織としてではなく民法を用いる建前の中で都合のいいところだけ行政の権力を行使している。申請人の立場ではまず要請の対象だから要請に従う。で申請し、審査され対象外にされる。これは「停止条件付贈与契約」の建前条件を反故にする行為であり不当である。だからこそ、本文文書が存在しない理由はあり得ず必ず存在するはずである。不存在であるなら本件に係る不支給の決定にも影響が出るはずである。	対象か対象外かについて告知をしないという方針は存在しないため、請求の文書は存在しない。

項番	諮問番号	諮問日	主管局	主務課	請求内容	決定日	決定内容	非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
8	1610	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	感染拡大防止協力金に関わる昨年の第一回分から7月14日までの間に産業労働局と総務局の間で調整された内容がわかる一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定(不存在)	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本開示決定は不存在による理由で不開示決定ではあるが、添付資料(※略)で示した通り弊社飲食店の営業形態は間借りである。本件は産業労働局より回答を頂いているが総務局より回答がなく不作為の状態であると主張する。「感染拡大防止協力金」には虹色ステッカーやコロナ対策リーダー、そもそもの営業時間短縮要請など多岐に渡り関わっている。コロナ対策リーダーは協力金の要項の一部であり、取得しないと4月分より協力金の対象外になった。調整がなされていないとは考えにくく、文書も何一つないのは不自然である。なお申請者は本件申請時には都民の窓口にて「要請対象＝協力金の支給対象」ではなく弊社のようなケースは暗黙の中で支給対象外になるのはおかしいので調整して欲しい旨を告げている。こちらも総務局や産業労働局として何も対策をしていないのか。また総務局の開示請求の閲覧時において担当者から第一回目が始まる前のコールセンターでは協力金の概要等は総務局が担当しておりに産業労働局が引き取った旨を確認している。26番(※別表での掲載はなし。)の開示決定文書「東京都緊急事態措置相談センターQ&A」にても協力金項目の回答が存在し「誰が対象になるのか」に対して「都内に事業所がある中小の事業者で、都の要請等に対し、全面的に協力頂ける事業者です。」とこの部分は総務局として明確に示されており、明らかに協力金制度に関わっている。その後、産業労働局に引き継ぐにしてもその際に引継ぎの調整文書が一切ないのは常識的に有り得ない。	本件協力金の実施にあたり、総務局との調整過程を記録した文書はなく、不存在である。
9	1611	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	感染拡大防止協力金に関わる昨年の第一回分から7月14日までの間にHP等に記載しなくてもよいと判断した際の検討の経緯がわかる一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定(不存在)	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本件に関しては6番(※本別表の「諮問第1608号」を指す。)と趣旨は同じ理由である。ただし、こちらの件も〇〇課長代理との話の中で本件のような判断をした検討は存在する旨は録音の上、確認している。よって企画調整課内で共有等の文書が存在しないのは疑いざるを得ない。	対象外となる事例について、記載しなくてもよいと判断した経緯はないため、請求の文書は存在しない。
10	1613	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	感染拡大防止協力金に関わる営業形態の一つである「間借り」について対象外から対象にする、もしくははしない等の再検討が行われたことがわかる一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定(不存在)	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	弊社の不支給のタイミングより、支給対象だったものが不支給対象になったのは明らかであり何かしらの共有文書が存在しないと「間借り」という営業形態はマッチングアプリすら存在する弊社以外にも一定数は存在する事業形態であり不自然である。またこちらも「対象外から対象にする」個別判断を企画調整課が行っているのは当事者を通じて複数知っているため、個別判断したものを個別的に扱うだけではなく公平性の観点から類似するケースに一定の影響が出るのは容易に推察できる。にも拘わらず存在しないというのは行政処分でないとして主張したとしても行政機関として都知事の名前も持って決断を下すわけであり、当事者である事業者だけではなく納税する都民の理解すら得られない全く透明性のない決断であり、再検討がされた際のルール等を覆すに当たり問題点をまとめた文書等を作成するのは協議する上で必要不可欠なものであり、不存在は到底納得のいくものではない。	請求人の店舗のような運営形態(「間借り」営業)については、当初から支給対象外であり、再検討して支給対象から不支給対象に変更した事実はなく、請求の文書は存在しない。
11	1616	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	全期間において感染拡大防止協力金について「飲食店に対する休業、時短営業等の要請」の対象発表の後に「事務取扱要綱」等がまとめられ協力金対象外が生まれていようことやその他支給条件が後からまとめられる所謂「後出し」を行っていることについての法的根拠や問題点を危惧した会議等を行ったとみられる一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定(不存在)	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本開示決定は不存在により不開示決定である。しかしながら例えば第七回の1月8日～の緊急事態宣言を例に説明するとまず政府による緊急事態宣言が発令され東京都に指示がある。その後、報道や東京都HPより1月7日付、新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等について(第1359報)が発表され1月8日より緊急事態宣言に基づく要請等が試行される。この段階の告知内容とこの後の流れで協力金については同日1月7日「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(1月8日～2月7日実施分)」について(第1366報)にて簡易的に条件が提示される。(このときには企画調整課が主張する営業許可書の必須性は確認できない。)その後、1月27日ようやく「事務取扱要綱」が定められ(この時点では内部資料であり公開はない。)2月2日(申請前日等に公開される場合もあり)になってようやく「申請受付要項」が発表され申請出来るのである。現にこの流れの前期を総務局、後期を産業労働局を行っており、要請機中の要請等は総務局が定めている。そこに後期である協力金の話になると産業労働局が定める。この流れの「縦割り」性が請求者のような被害者を生んでいるがこの問題は4月より「都民の声」や〇〇課長代理、〇〇職員、産業労働局広報〇〇職員等に再三に渡り指摘している。現に弊社のような被害が生まれているのは企画調整課も認識しているためこの問題点は精査していると信じている。よって文書が存在しないのは有り得ないと主張する。	要請に従うことは協力金申請の一要件となっており、短縮すべき時間や酒類提供の有無などの要請の内容を踏まえて、その内容を事務取扱要綱に反映させる必要があることから、事務取扱要綱の作成が要請発出後になることはやむを得ない。それについて問題と認識しておらず、請求の文書は作成していない。
12	1617	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	感染拡大防止協力金について、食品衛生法上のグレーゾーンの取り扱いについて内容のわかる一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定(不存在)	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本件は不存在により不開示決定がされている。しかしながら〇〇課長代理は9月6日に弊社の営業形態について「ん。グレーゾーンというんですね。」と録音の上発言していて請求者の運営形態はグレーゾーンであると認識している。なおこちらは〇〇職員から「グレーゾーンってなんですか?」の質問時に「弊社も間借りもそうだけど、営業許可書がなくても合法的に営業が出来るものすべて」と不開示決定前に伝えている。さて、「営業許可書がなくても合法的に営業出来るもの」だが、新宿保健所の回答を参照すると「すでに施設(ややこしいがこちらの「施設」の言葉は食品衛生法についての解釈であり14番(※別表での掲載はなし。))の「店舗＝施設」の定義に拘束はされない。)設備の適合基準を合格したものを共有し類似のものを提供する場合に食品衛生上の責任者がいれば営業は可能。」としており、そのうえで、「その施設でどんな営業をしようが、誰に貸そうが保健所としては指導や管理、許可を出す権限はない。」とのことである。そもそも「営業許可の申請」にあたり本人確認もしないので偽名でも通ってしまう法的不備の多い制度である。従って「営業許可書」を持たない継続した飲食店経営は可能である。さて本件に戻ると「取扱いがわかる一切の文書」を求めており、企画調整課が主張する「営業許可書がない飲食店は存在しない。」という主張は無知ゆえまったくもって不当であるが、その主張が制度を通して一貫して他事業者や一般都民に対して「グレーゾーンは一律に不支給にしている」と告知があったり、審査職員等に指示する際に「間借り等運営実態があっても対象外にすること」などを示すことは重要な指針になり得る文書となるので企画調整課の立場に経てば不存在はやはり有り得ないという結論に至った。	都は要請の開始日より前から食品衛生法に定める飲食店営業許可又は喫茶店の営業許可を取得していることを要件とし、申請受付要項にも明記している。許可書の名義と申請者名が異なる場合は「飲食店営業許可書に係る確認書」の提出を求めている。それに当てはまらない店舗は対象外であることを読み取ることが可能であるため、請求人の言うグレーゾーンの取扱いについて内容のわかる文書は存在しない。
13	1618	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	感染拡大防止協力金について2020年年末から2021年年始にかけて小池百合子都知事が会見で「一店舗あたり協力金を出す」という趣旨の発言が多々ありましたが、ここで刺す「一店舗あたり」とは何なのかわかる事前協議等の一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定(不存在)	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本開示決定は不存在により不開示決定である。しかしながら本件は「小池百合子都知事の会見」の事前協議等の話をしており、産業労働局総務部企画調整課のみが担当しているとは思えない。もちろん要請についての協議にも同時期に行われているはずであり、総務局と同席調整等は想像するに容易い。しかもこれが存在しないとなると小池百合子都知事がなにも根拠や調整を行わず独断で行ったことになる。当然、独断を否定するものではないが、独断なのであれば本件の趣旨に関して小池百合子都知事から直接聞かないと対象がわからない。なのでいずれにせよ、都知事にヒアリング等をし、抽象的な表現を具体的に捉えていく業務が発生するはずであるため、ここで指す「一店舗あたり」が何を指すのかわかる文書は作成され運用に落とし込まれるはずである。よって性質上不存在理由は存在しえない。	都知事の会見にあたって、「一店舗あたり」に関する事前協議等は行っておらず、文書は不存在である。
14	1619	令和4/3/3	産業労働局	総務部総務課	産業労働局内で行政処分とそうではない行政の仕事で審査を経るもの(感染拡大防止協力金等)での申請人に対して対応が異なるように定めた一切の文書、または対応を変えない旨がわかる一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定(不存在)	請求にかかる文書は作成及び取得をしておらず、存在しないため	本件は不存在により不開示決定がされている。ただし感染拡大防止協力金は「停止条件付贈与契約」と位置付けられており、行政ではなく、民法解釈のもと行政が運営している。従ってそれを公務員が業務にあたる以上「行政処分とそうでないもの」において対応が異なることが「行政処分性」を判断する上で重要な判断基準の一つであると主張する。開示決定当時においてもすでに一年以上に渡り協力金の運用をしており、緊急性の観点から初期に定めることが出来なくても、様々な問題が日々生まれる中で認識を共有するためにその指針となる対応方針を文書として定めていないのは信じる事が出来ない。で、あるならば、同じ「協力金不支給の通知」でも処分性があるもの、ないもの、がどちらも存在し得る制度運営と認識せざるを得ない。なぜなら仮に対応が「行政処分」と変わらないのであれば、建前だけ「行政処分ではない。」と主張するだけで運用は何も変わらない。むしろ「行政処分でない。」と公言している分、不当な公権力の行使の度合いが悪質である。以上の理由でむしろ東京都職員や秩序を守るためにいずれかの文書は必ず存在するはずである。	局所管事業(審査行為の有無に関わらず)の執行にあたっては、基本的にはその事業ごとに実施要綱等を定めて実施しており、行政処分か否かということを経準として局事業全般に関する運用や対応の方法を定めた文書は、作成及び取得をしていない。したがって、本件処分について違法または不当な点は認められない。

項番	諮問番号	諮問日	主管局	主務課	請求内容	決定日	決定内容	非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
15	1620	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	感染拡大防止協力の「事務取扱要綱」で本年分から記載が開始された第二条第一項の飲食店等の定義（「飲食店」及び「飲食店営業許可又は喫茶店営業許可のある施設等」）が申請HPには「飲食店等とは「飲食店」及び「遊興施設等（バー・カラオケボックス等）」で飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗です。」と記載する経緯、理由、申請人から指摘後も変更しない正当な理由等本件に付随する内容がわかる一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定（不存在）	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本件は不存在により非開示決定がされている。本件に関しては「経緯、理由、申請人から指摘後も変更しない正当な理由等本件に付随する内容がわかる一切の文書。」が存在しないとなると、私の数ある審査請求の中でも上位の悪質性が高い事実になってしまうので必ず存在するはずであり、存在しないことが確定するとHPや「申請受付要項」に虚偽が記載されていることも確定する。参考としてまず「事務取扱要項」の作成が申請HP等より先に作成される。その中で確定した事実として12番（※別表での掲載はなし。）の事実がある。本文にある前半部分である。しかしながらHP等に記載のある言葉は事務取扱要項の内容と言葉の結びが違い意図的に「許可書」がない店舗は対象外と読める形に修正している。私が主張するのは事務取扱要項通り「飲食店」の中には許可書がなくても「等」という言葉の中に合法店舗なら含まれると確信しており、実際に1～6回目は審査され支給に至っている。蛇足ながら「解釈」の話をするが、本件の記載は「法人として営業許可書は直接的に取得はしていないが間接的に〇〇氏が取得したもの」も含めて取得していると解釈（この営業許可書の存在が違法営業か合法営業かにおいて重要だから）し、いずれにしても支給対象であると主張するが、本件の記載は「悪意」のある修正である事実は変わらない。なお1～6回目に関しては営業許可書を偽造等をするでも誤魔化すでもなく正々堂々「〇〇氏」の営業許可書を提出し、確認の電話きて、事情を説明したうえで支給対象であった。話を本件に戻すと変な話「そのまま文書をコピー」でもいような箇所を変えているのは事実であり、それなりの理由等に付随する何からの文書が存在しないのは有り得ない。仮に不存在だとしても答申にて修正を含めて虚偽を正す促しがあることを期待する。なぜなら再三伝えても一事業者、都民の力では企画調整課が動かないからである。	事務取扱要綱第2条（1）の文言と申請HPの文言は同義である。それに係る経緯・理由等について文書は作成しておらず、存在しない。
16	1621	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	時短要請や協力の臨時交付金に関する内閣府の見解として「要請対象＝協力金支給」であり、この方程式が崩れる場合は私権制限にあたる可能性が高い。とされているが東京都として総務局、産業労働局双方において、自ら私権制限の可能性の高い時短要請や協力金制度（要請の対象だが協力金の対象外）を運用している法的根拠や理由がわかる一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定（不存在）	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本件は不存在により非開示決定である。しかしながら文書が必ず存在するはずである根拠として「要請対象すべてが支給対象とは限らない」と〇〇課長代理が9月6日に申ししており、このような協力金制度を運用しているのであれば当然に私権制限にあたらぬような配慮を東京都して文書として定め共有することは当然である。なぜなら注意事項等もなしに「要請対象で従ったもの」（不正を行ったもの等を除く）に対して協力金を支給対象にしないのであれば、申請受付要項等が後から作成される性質を考えると騙し打ちであり、対象外にすることで、営業を私権制限するだけではなく、「協力金が出るから従って経営を続けよう」と判断することができ、「協力金が出ないなら店をたたむ」など、経営の損切する機会すら奪う悪質な私権制限である。このような判断を法的根拠抜きに行うことは公務員の服務規程等と照らし合わせると明らかに越権行為である。存在しないとするならば「想定」していなかった場合は有り得ると推察できるが、現状、請求者に対して救済策や和解交渉等を行わず、むしろ適法に支給された1～6回目の支給も「取り消し」と脅迫（半年以上経ってもまだ行っていないため）とも認識できる発言等の行為を4月から続けている。仮に「取り消し」としても昨年4月から少なくとも最初の不支給の方針が伝えられた本年4月までの間は、騙されて要請に従った状態は消えないので私権制限に伴う損害賠償請求権が発生すると解釈している。よってこれを回避するための法的根拠や理由がわかる文書は存在しないなら事務取扱要綱の第一条の目的に照らして「救済」に動くのが本来の行政の在り方であると答申に触れて頂けることを期待する。東京都が自分たちを守るために法的根拠等は必ず作成しているはずである。	要請に従うことは協力金申請の一要件であり、不正防止等の観点から、他にも申請要件を定めている。そのため、「要請対象＝協力金支給」とは限らないが、それは適切な要件設定であり、請求の文書は存在しない。
17	1622	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	産業労働局総務部企画調整課内で「都民の声」等や電話での直接の意見があった際に課内で共有する仕組み、制度等の伝達方法がわかる一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定（不存在）	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本件は不存在により非開示決定である。審査請求の理由としては、例えば審査請求にしても性質上馴染みにくい表現が多くなってしまふもの、広く一般都民等に対して伝達の流れは公開されている。にも拘わらず「都民の声」等の苦情や意見等が伝達する仕組みが内部文書（対応マニュアル等）が存在しないのは信じる事が出来ない。前記のものはたとえあったとすれば前向きなものも捉えることが出来るが請求者に対しては「伝えない。」等の対応をしているとしか思えない点も少なからず疑念がある。よって度重なる問い合わせ等に対して「相手にしないよう」定めがあり、共有している文書も存在する可能性すらある。いずれにしても重要な伝達ラインの話で一切の文書が存在しないのは公務を行う部署としてはあり得ず、文書は存在すると主張する。	企画調整課で所管する事業に係る「都民の声」等や電話での直接の意見については、各担当者において他の職員に共有すべきと判断すれば共有している。そのことについて記載した文書は存在しない。
18	1623	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	感染拡大防止協力金について、その制度の運用にあたり「公平性」「平等性」をどのように担保するかについて示す一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定（不存在）	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本件は不存在により非開示決定である。概ね16番（※別表の「諮問第1615号」を指す。以降、同じ。）の審査請求理由をそのままこちらにも適応する。補足点としては協力金制度において公開されていない「個別対応」を行っていることは請求者自身も当事者から聞いている件だけでもかなりの数が存在する。それに請求者のケースとは直接関係のないケースも合わせると想像ができないほど存在するはずである。企画調整課〇〇課長代理も度重なる電話の中で何度も「本当に色んなケースがある。」と哀愁を漂わせて発言している。で、あるならばこの文書が指針等の意味で共有されていなければ「担当職員」によって自由に決められるということになってしまうのでそれを防ぐために文書は存在するはずである。現に16番のケースで過失のある事業者の対象外を覆っており、このケースより過失度の低いものを救済しないと公平ではないのは論ずるまでもない。不存在なのであればこの点を認めたことになるので本来は申請者のケースは救済に動くはずが審査請求申請時において前向きな検討の旨すら頂けてない。よって本件文書は存在し、それに基づき運用しているはずなのでこの不開示決定は不当である。	全ての申請要件を満たすという条件のもと協力金を支給していることが公平性、平等性にかなうものであり、あえて公平性、平等性を担保する方法について示す文書は存在しない。
19	1624	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	感染拡大防止協力金について都庁内にある「協力金」「要請」「私権制限」の関係性がわかる一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定（不存在）	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本開示決定は産業労働局総務部企画調整課より不存在による理由で不開示決定である。本件は産業労働局より回答を頂いているが「都庁内」つまり全部局に対して行っているため他から回答がなく不作為の状態であると主張する。そもそも企画調整課だけでは「協力金」については運用しているが「要請」は運用していない。つまり一貫通貫で政策を束ねている知事室等がどちらかと言えば回答すべき管轄である。もしくは「協力金」より前の「要請」「私権制限」の工程を管轄する総務局。9番（※別表の「諮問第1610号」を指す。以降、同じ。）にて類似の審査請求理由にて記載しているが、制度作る上で初期段階の一番重要な部分の話であり、この点も9番同様存在は有り得ない。なぜなら記憶する限り「時短要請（命令等も含む）」を行ったい、でも「私権制限」による保証が莫大だ。では「時短要請」はお願いにして「協力金」を払う「停止条件付贈与契約」にしよう。「要請」に従う従わないは事業者の自由だよ。の流れのはずであり、一番最初に議論の上構築されているはずである。当然、請求者のような「想定」していなかった事業者が現れた場合、この原点に戻るはずであるので現在のような運営を「想定」しているのであればこの文書は存在するはずである。そのうえで企画調整課に審査請求すると同時に他の部局に対して回答を求める。	要請に従うことは協力金申請の一要件であるというのみであり、要請、協力金及び私権制限との関係性を示す文書は存在しない。
20	1625	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	感染拡大防止協力金について審査事務局の電話番号に〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇が使われているがこの電話番号が採用された経緯、理由、その他の選択肢があったのかわかる一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定（不存在）	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本開示決定は産業労働局総務部企画調整課より不存在による理由で不開示決定である。しかしながら本件電話番号（不支給決定通知に記載）は「666」という西洋における不吉な数字であるに加え、894（ハクシ）つまり「白紙」という意味であり申請者のように「支給対象」から「支給対象外」にされた当事者にとっては悪質な嫌がらせともとれる電話番号である。当然、公務員として倫理感を疑わざるを得ず、「感染拡大防止協力金センター」等は電話番号に興味を持たせているものもあり、指定して電話番号を契約していると推察する。ただ企画調整課の〇〇課長代理は請求者が指摘するまで気が付かなかったで、本当に知らない可能性もある。で、あるならば本件は「採用された経緯、理由、その他の選択肢があったのかわかる一切の文書。」としており、何らかの形で文書が存在するはずであり、経緯、理由も聞いているのだから使用目的等が記載された当該電話番号契約時の契約書や裁決文書等が存在するはずである。よって不存在は有り得ない。	本番号は、委託事業者がランダムに取得した番号であり、この番号に決定した特段の経緯や理由はなく、それを記録した文書は存在しない。
21	1626	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	感染拡大防止協力金について申請者が認めるところではない店舗に関して支給してしまったミスがある。」としながらミスを行った委託先（博報堂等）に損害賠償請求や報酬減額ではなくミスに関して善意の第三者である該当事業者は返納通知及び不支給を納得させるため返納対応をちらつかす合理的な理由等がわかる一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定（不存在）	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本件は不存在により非開示決定である。24番（※別表の「諮問第1621号」を指す。）審査請求理由に記載した論点を発展させたものなので大筋はそちらを参照して頂きたい。「ミスがあった。」という解釈は企画調整課〇〇課長代理より録音の上、頂いている。ただし、東京都として外部への公開、謝罪はされていない。私は未だにミスがあるとすれば現状の企画調整課の初期協力金制度との人事異動等で生じた解釈ミス（審査請求等しているが現状では重要で本来あるべき文書が軒並み不存在のため）で起きていて、これを正せば正常な判断になると信じている。しかしながらそのままミス認める決定を下し、「不支給」「返納」を請求者に行うのであれば私権制限をされた事実（閉店する自由も奪われたことも含む）だけが残り、請求金額は算定は議論の余地はあるが損害賠償請求権自体は請求者が取得するのは明白である。よって本件に関わる文書が存在しないと東京都としてではなく、産業労働局のみの公権力の暴走により事態が悪化することが想定されるため当該文書は存在すると主張する。なぜなら正当な理由がなければ重要な決定は出来ないと思っている。	善意の申請者であっても支給決定後、新たな事実の判明により協力金の支給が適正でなかったと判明した場合には、不当利得にあたるため、返還を求めることが必要である。そのため、善意の第三者である該当事業者に返還を求めるのは正当な手続きであり、請求の文書は存在しない。

項番	諮問番号	諮問日	主管局	主務課	請求内容	決定日	決定内容	非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
22	1627	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	感染拡大防止協力金について一部事務取扱要綱、現在もHP等に記載がある「主たる店舗又は従たる店舗は対象」と記載の「主たる、従たる」が「本店、支店」の意味とするなら直接的な表現ではなく解釈が広く可能な表現に何故しているのかわかる一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定（不存在）	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本件は不存在により非開示決定である。33番（※別表での掲載はなし。）も不存在であることを納得したのではないが合わせて34番（※別表の「諮問第1627号」を指す。）にて不存在はおかしいと主張する。なぜならこの表記に理由がないのは有り得ないからである。請求者は企画調整課〇〇課長代理とは再三に渡り電話で話しているの知見があるが、公務員やその組織において「意味がない。」「理由がない。」ことは絶対に行わない。よって事業者にとってわかりやすい「本店、支店」と表記せず「主たる店舗、従たる店舗」とわかりやすく広く解釈できる書き方しているのは絶対に意味があることであるので本件文書は存在するはずである。よって他の許認可事業に関しては不明だが、「営業許可書」の解釈には「従たる店舗」（この表現が正しいかは別としてこれに該当すると認識できる。）として直接許可書がなくても営業できるものがあるのは企画調整課でも認識している。（広い意味では家族営業や共同経営、シェアキッチンや一部フードコートもこの理屈で合法的に飲食店を営業している。）なので申請者ケースは当初から支給対象のはずであり、それが違うというのなら本件のような文書も存在していないとおかしい。また7番（※別表での掲載はなし。）にてコールセンターに事業者から質問があった際に「申請受付要項」をみて回答していることは確定した事実なので主たる店舗はともかく「従たる店舗」の意味は具体化しないですべて対象と回答しうるし、この点は事業者側に過失はない。よって申請者のケースが支給対象ではないと企画調整課が主張するならこの表記の意味が定義されているはずで告知や回答用に文書が存在するはずである。	「主たる店舗又は従たる店舗」という文言について個別に検討は行っていない。本店、支店を示す言葉であり、主たる店舗、従たる店舗という言葉を使用していることに関しては特段の理由はないため、請求の文書は存在しない。
23	1628	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	感染拡大防止協力金について食品衛生法改正施行前第52条、現行55条について、営業許可、営業許可書を現場で取りまとめている保健所等の法解釈を無視して独自解釈を決めた法的根拠等、経緯を含めた一切の文書、またこの矛盾を放置し、独自解釈を本日に至っても公開していない理由等がわかる一切の文書並びに本件に絡み不正以外ほとんどの不支給者の不服主張はこれに起因している事を問題視している事が確認できる一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定（不存在）	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本件は不存在により非開示決定である。本件に触れるには保健所の法解釈について説明しなければならないが、ここまでの審査請求理由に何度も記載している通り食品衛生法の「営業許可」「営業許可書」については食品衛生上、支障がなければ名義人の監督のもと、同一住所、同一の建物、同一の空間、同一の設備でたとえ法人等の運営であっても合法であるし、別紙1（※略）のように保健所が把握してもお咎めはない。またコロナウイルス感染症は食品衛生法と全く関係がなく、法的に何も関連もない。ただ管轄が同じ保健所という事実だけである。もちろん企画調整課としてもこの事実はある程度把握しているため「飲食店営業許可に係る確認書」という申請書類を設けている。しかしながら、家族経営や共同経営、フードコートなどは該当する書面があるが、請求者のケースのようにAとBの別事業者で生計を共にしないものが時間を分けて営業し、どちらも要請対象になる場合に提出する書面が存在しない。またこのような営業をする場合、保健所に必須で営業許可書を取得しなくても、上記ケースと同様に合法営業は可能である。この解釈を無視し、制度設計し運用している以上、請求者と類似した苦情等は多いはずであり、問題点として共有すべき事項である。従って問題解決や該当事業者を納得させるために課内で打合わせ等を行うことは容易に想像でき、文書が存在しないことは納得が出来るものではない。	保健所からの営業許可書を営業に必要な許可を取得していることの証明書類として求めており、独自解釈をしている事実はない。よって、請求の文書は存在しない。
24	1629	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	感染拡大防止協力金について支給に関しては贈与契約としているが、停止条件として「要請内容に従った店舗」としており、審査において「従ったか従ってないか。文書偽造はないか。営業実態があるかないか。」等を調べるのはわかるが、本来はいかなるケースも公開すべきである対象店舗の種別が公開されていない店舗解釈で「対象か非対象か」を審査に委ね停止条件を歪めている正当な法的根拠等がわかる一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定（不存在）	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本件は不存在により非開示決定である。こちらもこれまで何度も触れている他の審査請求理由の通り「停止条件付贈与契約」の制度である。つまり、「行政処分ではない。」と主張するならば「対象か非対称か」は要請を始める段階で確定していなければならない。にも拘わらず具体的に全ての「支給対象」又は「支給対象外」を公開していないのであれば、制度上の不備であり、その落ち度は事業者ではなく制度を設計した東京都に存在する。よって「想定外」や「ミスにより記載されなかったもの」等は次回以降具体的に公表し、対象外とするのが通常であって、該当期間について公開されるまでの間は支給対象にしなければならないと請求者は主張する。よって記述のような流れで事務処理を現状行っていないのは事実であるので何かしら正当な根拠があつてのことと推察する。なので本件文書の不存在は不当であり、数百人を有する審査事務局内等での取り扱いを定めた裏の文書等が必ず存在するはずである。なお、本件は産業労働局だけではなく総務局総務部法務課など民事訴訟を扱ったことのある部署の方が正当な法的根拠文書が見つかる可能性がある。	請求人のいう「停止条件」は存在しないため、請求の文書は存在しない。
25	1630	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	感染拡大防止協力金についてHP等にある「よくある質問」の回答として協力金の対象外の飲食提供営業形態が断定的に10項目記載されておりその他にも存在する注意事項等の記載は本日現在においてもないが、実際の運用では10項目以外も存在することに対する法的根拠等がわかる一切の文書。また企画調整課職員〇〇氏、〇〇氏両名とも指摘後も指示を含めた修正等を行わない理由、経緯等がわかる一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定（不存在）	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本件は不存在により非開示決定である。こちらも多数の審査請求理由に記載されているのでこちらも参照して頂きたいが、請求者は本年4月時点から間借りが対象外と電話にて口頭で伝えられている。しかしながら現在においても断定的に10項目の対象外を示すのみであり、「間借り」という言葉も「時間で区切った営業」等の話も全て対象外に記載されていない。記載されていないのであれば、企画調整課は制度全体ではなく、個別的な恨み等で請求者のみに不当に不支給を告げている可能性も排除は出来ない。まして記載すれば記載された以降は「要請に従わないし、申請もしない。」と述べているにも拘わらず、未だに修正等を行っていない。行政において「意味のないこと。」「理由がないこと。」は行わないはずなので修正等を行わないのは特別に支給対象にしているものが存在するなど何か都合が悪いと推察する。修正しないのは意図的に支給対象を否認させ要請のみを従わせようとする「悪意」も感じる。よって修正等を行わない理由や経緯も存在し、それを共有するために文書は必ず存在するはずである。	対象外となるケースについては、ホームページの「よくあるお問合せ」において、飲食店以外に分類されているものうち問い合わせ等がよくあるもの10項目を例示している。その他の対象外となるケースをすべて限定列挙することは現実的ではなく、請求の文書は存在しない。
26	1631	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	感染拡大防止協力金について事務取扱要綱の第一条抜粋「厳しい状況下の都内の飲食店等を支援」と記載があるは実際は内閣府、保健所等の合法判断のある飲食店事業者に対して詳細や注意書き等のない産業労働局独自基準を設け不支給や支給の遅延行為を行い厳しい状況下をより厳しい状況に追い込んでいる実態運営を目的としていることが確認できる文書、また違うのであれば第一条に乗っ取った対応をしている証拠がわかる一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定（不存在）	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本件は不存在により非開示決定である。しかしながら本件に関しては今回の審査請求で必ず覆る確信がある。なぜなら前者が後者いずれかは必ず存在するからである。特に後者は前半部分で負の捉え方をした請求者が解釈したものであるが、後者にてそれを弁明する機会を与えている。従って他の開示された決定同様「申請受付要項」を開示すれば、請求者が認めるわけではないが東京都としては「ちゃんとやっている」と示せるはずである。これが不存在ならば、では一体どんな運営をしているのだろうか是非問いたい。なにも定めず、共有せず、数百人でいい加減な対応を場当たり的にやっている。ということだろうか。前者は請求人が感じた通りだが、3月8日～31日分の申請も未だに支給決定も不支給決定もされておらず、実態としてもかなり厳しい状況に追い込まれている事業者も少なからずいるはずであって「厳しい状況下の都内の飲食店等を支援」は当事者には嘘しか感じない。この飲食店等は12番（※別表での掲載はなし。）の通りである。	事務取扱要綱にのっとり適正に事業を行っており、その証拠を示すための文書は存在しない。
27	1633	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	感染拡大防止協力金について企画調整課職員〇〇氏から「公開していなかったり、コールセンターと意見が違っても我々（企画調整課）が定めたルールが絶対であり、すべてだ。」と説明があるが、一般に公開されてないルールを一般の者がそのルールを知り、従う事のできる方法がわかる一切の文書。またこのような体制を組んだ理由、経緯がわかる一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定（不存在）	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本件は不存在により非開示決定である。しかしながら協力金の決定が「行政処分でない。」と主張するなら「一般に公開されていないルールを一般の者がそのルールを知り、従う事のできる方法がわかる一切の文書。」は必ず提示するべきであり、不存在なら協力金における審査は秘匿性の高い「行政処分」である。請求者が無能な頭で考えたところ、これを知る方法は「テレパシー」等の非科学的なことか「ハッキング」「内通者」等の反社会的なことしか浮かばなかった。「要請対象＝支給対象」に営業形態としてならないのであれば当然知る方法は存在するはずである。で、なければ要請に従う、従わないの判断が事業者が行うことが出来ず私権制限を回避する筋が通らない。よって本件発言がミスであるか、文書が存在するかどちらかである。申請者としては〇〇氏が自信満々だったので文書は存在すると信じている。	審査をする中で対象外となるケースすべてを限定列挙することは現実的ではなく、これに係る理由・経緯等はない。また、申請受付要項やHP上では、よくある問合せへの回答を掲載しているほか、電話で問合せがあった場合にも説明を行うことにより、補完している。
28	1634	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	申請者からの開示請求内容1件目から42件目で感染拡大防止協力金に関わるものについて企画調整課課長代理〇〇氏に再三に渡り課長級以上と協議して欲しい旨をお伝えしたが、令和3年7月14日までに実際に協議した会議の議事録ややり取りをした事が確認出来る等の一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定（不存在）	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本件は不存在により非開示決定である。しかしながら〇〇氏は請求人の事象に関して「協議、再検討した結果」と回答しており、本件の非開示決定は矛盾する。つまり文書が存在である「協議や再検討等」を行っていないことか、〇〇氏が上司に進言しても口頭のみで門前払いだったかいずれかが確定してしまう。請求者は経緯書で示した通り延べ3名の都議会議員さまも様々な角度で質問は行われており、やり取りをしたメモ等すら何も存在しないのは有り得ない。〇〇氏の名誉を守るために本件は文書が存在することを信じている。	申請者たる請求人について、協議した会議の議事録等は存在しない。

項番	諮問番号	諮問日	主管局	主務課	請求内容	決定日	決定内容	非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
29	1635	令和4/3/3	産業労働局	総務部 企画調整課	感染拡大防止協力金について営業許可書を持たない事業者の店舗で「飲食店等営業許可書に係る確認書」を出せば営業許可書者が店舗を運営していない状態、所謂「名義貸し」のような事業者に協力金を支給している合理的な理由がわかる一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定 (不存在)	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本件は不存在により非開示決定である。「営業許可書を持たない事業者の店舗」とは何を指すのかは別紙4（※略）を参照して頂くこととするが「営業許可書」を直接取得しなくても協力金の支給対象になることは可能である。これが34番（※本別表の「諮問第1627号」を指す。）にて説明する「従たる店舗」の正体ではないかと思うところもあるが、企画調整課は何度も否定している。またこの「飲食店営業許可書に係る確認書」が協力金制度に本年1月8日分申請時から新登場したことによって現在の企画調整課の主張する「営業許可書がないと飲食店営業は有り得ない」と回答するのは完全に矛盾している。よって合理的な理由がわかる一切の文書は存在すると疑いざるを得ず、請求人が添付4（※略）で示すような個別に判断するための資料は制度を構築する上で作成し、審査時に共有する等が行われていることが容易に想像できる。よって文書は存在すると確信している。なお補足としてほとんどの場合、許認可等の書や証の「名義を貸すことは禁止」されている。が、直接的に「名義貸し」と言う食品衛生法を所管している保健所等は難色を示すかもしれないが「名義貸しのようなもの」は合法的に認められており、協力金の制度上も請求者のように救済されていないケースもあれば「飲食店等営業許可書に係る確認書」によって救済されているケースもあり、企画調整課も一定の度合いは認めているのである。ましてや添付4（※略）で示した部分は請求者が独自に調査した申込受付要項等には記載されていない「支給、不支給」の境界線であり、本件の合理的な理由がわかる一切の文書はその境界線を定めるために非常に重要な文書であり存在しないのであれば不当な公権力の行使にあたる主張する。	「飲食店営業許可書に係る確認書」は協力金の申請者と許可書の名義が異なる場合に、その関係性を確認するために提出を求めるものである。「飲食店営業許可書に係る確認書」を確認した結果、申請者が店舗の営業に関する全体的な管理権限を有すると認められれば支給するため、文書は存在しない。
30	1636	令和4/3/3	産業労働局	総務部 企画調整課	感染拡大防止協力金について営業許可書を持たない事業者でも支給するケースと支給しないケースが法的にどちらも合法にも関わらず発生している法的根拠、理由等がわかる一切の文書。	令和3/9/10	非開示決定 (不存在)	当該公文書は作成及び取得をしておらず、存在しない。	本件は不存在により非開示決定である。本件は45番（※本別表の「諮問第1627号」を指す。以降、同じ。）と趣旨が酷似するが、45番で求めている理由とほぼ同じであり文書を聞き方を変えて請求したものである。従って本46番（※本別表の「諮問第1636号」を指す。）か45番が開示されるべき支給の境界線の話で、これは「要請の対象で従った飲食店等」（これは総務局が定める）が停止案件なら贈与すべきであるものを現状の運用で不支給にする（これは産業労働局が定める）のであれば何かしらの根拠、理由が存在し、示せるはずである。この点は12番（※別表での掲載はなし。）で飲食店の定義が確定している以上、「食品衛生法」の旧52条や現行55条は理由にならない。ここまで考えての不存在なのかそうでないのかも大きな論点である。いずれにしても審査時に照合するために添付4（※略）のような資料等の文書は作成し運用するのが特に審査判断が通常のものより複雑で難しいものであるならば必ず必要になると推察する。なお添付4（※略）は請求者のケース（2-2）とごくごく一部のケースのみを記載しているので実際の運用時はもっと多岐に渡り複雑であるのは請求者も認識しているものである。これが存在しないなら3番で触れた内閣府からの「きめ細やか」や事務取扱要綱の第一条抜粋「厳しい状況下の都内の飲食店等を支援」など制度根幹の目的が守られていないことが確定すると考えている。	協力金は、要請の開始日より前から食品衛生法に定める飲食店営業許可又は喫茶店の営業許可を取得し、都内において飲食店を営業している申請者に支給している。協力金の申請者と許可書の名義が異なる場合は、「飲食店営業許可書に係る確認書」により申請者と許可書の名義人の関係性を確認し、その結果、店舗の営業に関する全体的な管理権限を有すると認められれば支給する。よって、請求の文書は存在しない。

項目	詢問番号	詢問日	主管局	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書	審査請求人の主張	実施機関の主張
1	1605	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	感染拡大防止協力金に関わる昨年の第一回分から今回までの分で飲食店営業の実態を知るために有識者（飲食店経営者や飲食店不動産賃貸業、法律家等）に意見を聞いたことが確認出来る一切の文書。	令和3/9/10	開示決定	【対象公文書】 事業規模に応じた協力金に対する意見	本開示決定は「事業規模に応じた協力金に対する意見書」のみ一枚が開示決定されている。なお本件開示請求時に企画調整課〇〇職員に対して「有識者」には福祉保健局や各地の保健所も含む。という旨をお伝えしたにも拘わらず協力金の制度初期～中期である時期の意見を局や課内で共有するための文書が一切存在しないことになる。内閣府が各自治体に行った「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」の第一の目的に「地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう。」とあるが弊社のような事業者（支給対象が不支給対象に公開されずに変更される）が存在することが「きめ細やか」に行っていない証拠ともなってしまうため、「きめ細やか」に行うように動きがあるならば初期の段階はともかく内閣府との連携が強くなった時期以降に関して実態把握は行うはずであると推察する。したがって本開示決定の一枚しか存在せず、他が存在しないのが事実だとするのであれば答申にて本件に係る協力金不支給の決定についても異議等を唱えて頂けるものと期待する。	売上高に応じた支給とする変更を加えるにあたり、飲食業関係団体に飲食店の事態についてヒアリングした結果を記した文書を開示している。そのほかに、有識者に意見を聞いた際に作成した資料は存在しない。
2	1607	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	1.感染拡大防止協力金に関わる昨年の第一回分からある「運用に関する考え方」がわかる一切の文書。 2.また変更があった際は変更があったことがわかる一切の文書。	令和3/9/10	開示決定	【対象公文書】 1 東京都感染拡大防止協力金【申請受付要項】 2 東京都感染拡大防止協力金（第2回）のご案内（申請受付要項） 3 8月の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金のご案内 8月実施分申請受付要項 4 9月の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金のご案内 9月実施分申請受付要項 5 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金のご案内 11月28日～12月17日実施分申請受付要項 6 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金のご案内 令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分申請受付要項	本開示決定は開示決定当時までの全ての「申請受付要項」が開示されている。しかしながら請求人が指定しているのは「運用に関する考え方」であり、各期間の「事務取扱要綱」や存在するはずであるその他の内部文書等が開示対象になっていない。特にその他の内部文書が存在するはずと確信しているのは本年四月から七月にかけて〇〇課長代理とのやり取りの中で「当初から考え方は変わっていない。」「考え方は間借り営業は対象外である。」との旨は再三に渡り回答していない。※弊社は録音を持っている。申請者としてはそこまで言い切るのであれば存在すると確信して開示請求を行ったが出てこない。なお当該「申請受付要項」を確認する限り対象外である旨は確認出来ない。いずれにしても「事務取扱要綱」は「申請受付要項」を作成する前に存在するものであって、「運用に関する考え方」の根幹であるので審査請求した。本件に係る不支給の期間以降に対して「考え方」が変わっていないのが事実であれば当初は支給対象だった弊社は支給対象であり続けるはずである。※注意事項や新たに対象外になった告知がある場合を除く。よって答申にて本件に係る協力金不支給の決定についても告知なく変更を行った不正な公権力の行使にあたるため異議等を唱えて頂けるものと期待する。	申請受付要項から協力金の運用に関する考え方を読み取ることが可能であり、その他の文書は存在しない。つまり、申請受付要項に記載している対象となる事業者に当てはまらない場合は、対象外となると読み取ることが可能である。なお、事務取扱要綱は公開している。
3	1609	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	感染拡大防止協力金に関わる昨年の第一回分から7月14日までに変更、修正されてきた項目がわかる全ての文書。	令和3/9/10	開示決定	【対象公文書】 1 東京都感染拡大防止協力金【申請受付要項】 2 東京都感染拡大防止協力金（第2回）のご案内（申請受付要項） 3 8月の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金のご案内 8月実施分申請受付要項 4 9月の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金のご案内 9月実施分申請受付要項 5 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金のご案内 11月28日～12月17日実施分申請受付要項 6 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金のご案内 令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分申請受付要項	本開示決定は「申請受付要項」のみが開示決定されている。しかしこれだけでは全ては不明である。申請者が他の類似する事業者に対しても「1営業許可書＝1協力金支給」との説明を行ってきたがそれを覆し変更、修正を行い「1営業許可書＝2協力金支給」を知っていることが分かる。その理由、項目が一切開示されていない。なお本件に関して「7月14日まで」と指定しているがそれ以降の決定時までの9月10日までの間のみ開示決定の別紙にて記載して頂いているので変更や修正を行った文書は存在するはずである。で、なければ他の事業者との公平性や平等性は担保されない。したがって個別事案に対して行ったもの「感染拡大防止協力金に関わる」文書である。	協力金に関する変更箇所は申請要件や支給額等であるが、それらの変更はすべて申請受付要項から読み取ることが可能であることから、それ以外の文書は作成、存在していない。
4	1612	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	感染拡大防止協力金に関わる（総務局も含む）昨年の第一回分から7月14日までの間に「1営業許可書＝1店舗」又は「1屋号＝1店舗」と認識できる一切の文書。	令和3/9/10	開示決定	【対象公文書】 1 東京都感染拡大防止協力金【申請受付要項】 2 東京都感染拡大防止協力金（第2回）のご案内（申請受付要項） 3 8月の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金のご案内 8月実施分申請受付要項 4 9月の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金のご案内 9月実施分申請受付要項 5 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金のご案内 11月28日～12月17日実施分申請受付要項 6 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金のご案内 令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分申請受付要項	本件は審査請求をしない14番（※別表での掲載はなし。）の参考開示決定にて協力金の制度上は「1店舗＝1施設」ということは申請受付要項にて全ての記載に関して適応されている前提を元に理由を説明する。本件にて「1店舗＝1屋号」「1店舗＝1営業許可書」の記載が共に申請受付要項に存在することを閲覧時に〇〇職員より説明される。しかしながら実際の第一回自の記載は「業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることが分かる書類（写し）」としており、弊社としても〇〇氏の営業許可証を添付すれば足りるとの説明を得て支給に至る。何故なら弊社の営業形態は〇〇氏の営業許可書における営業許可に対して従たる店舗（違法ではない状態のものに該当する旨等）であり、食品衛生上、〇〇氏が管理、監督責任があれば同一住所で運営し経済活動である営業を行うことが出来き監督機関である保健所が営業を確認したところで当然に違法ではないのでお咎めはない。別紙1参照（※略）。したがって「1営業許可書＝1屋号」の方程式にはなり得ないため、どちらかの説明が虚偽である。いうまでもなく「2屋号＝1店舗」にはなり得ないため「1営業許可書＝1店舗」が虚偽、または不当な解釈と主張する。再度詳細な審議を求める。41番（※本別表の「諮問第1632号」を指す。）も理由の参考になる。	「令和2年4月11日～5月6日実施分」及び「令和2年5月7日～5月25日実施分」の申請受付要項には「業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類（写し）」、「令和2年8月3日～8月31日実施分」から「令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分」までの申請受付要項には「営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類（写し）」、また、「令和3年1月8日から2月7日実施分」から「令和3年4月12日から5月11日実施分」の申請受付要項には「飲食店又は喫茶店の営業許可書（写し）」、「令和3年5月12日～5月31日実施分」及び「令和3年6月1日～6月20日実施分」及び「令和3年6月21日～7月11日実施分」には「飲食店又は喫茶店等の営業許可書（写し）」が必要書類として明記されている。この記載は飲食店の場合であれば飲食店営業許可書を取得していることが要件であることを指しており、飲食店営業許可書に記載されている営業所の名称や屋号を持つ店舗が協力金支給の対象であることを示している。また、これについてより具体的に示すため「1店舗ごとに営業許可書（写し）が必要です」という記載や、不備事例として「営業許可書の店舗名が申請店舗の名称と一致していない」と記載している。以上のことから、一貫して申請受付要項から「1営業許可書＝1店舗」又は「1屋号＝1店舗」と認識することが可能である。なお、開示請求文書の指定期間である令和3年7月14日までは取得していなかった文書ではあるが、令和4年6月27日付4産勞総企第263号にて同請求人に開示した文書を参考添付（※略）する。
5	1614	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	昨年から何度もある飲食店への自粛、休業要請の中で、「要請の対象の飲食店なのに協力金の対象外」が存在することに法的根拠や局内解釈がわかる一切の文書。	令和3/9/10	開示決定	【対象公文書】 1 東京都感染拡大防止協力金【申請受付要項】 2 東京都感染拡大防止協力金（第2回）のご案内（申請受付要項） 3 8月の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金のご案内 8月実施分申請受付要項 4 9月の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金のご案内 9月実施分申請受付要項 5 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金のご案内 11月28日～12月17日実施分申請受付要項 6 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金のご案内 令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分申請受付要項	本件は申込受付要項が開示決定されているが、一読しても法的根拠や局内解釈等一切わからない。当然記載もない。しかしながら〇〇課長代理は9月6日に「ケースとして出てくる可能性はある。」と録音の上発言している。で、あれば非常に悪質な行政の裏切り行為に該当し、行政機関による広告表示違反及び詐欺行為に該当する。何故なら注意事項等や対象外である旨等が指定開示文書内に存在しない。「停止条件付贈与契約」として東京都が主張し実際に運用しているので「停止条件」の大原則である「要請対象者で要請に従ったもの」である請求者が毎回の要請発表後に構築される制度である毎回ごとの感染拡大防止協力金制度の審査において「対象外」にされるのはそもそも東京都が定めた「建前」である「停止条件付贈与契約」という枠組みを逸脱し、行政処分性を高めているにもかかわらず、都合のいいところだけ「行政処分ではない」と主張する行為が「不当な公権力の行使」に該当すると推察する。本件より脱線したが請求者が本年4月より主張しているにも関わらず本件について請求人に対して説明する気があれば申込受付要項以外にも根拠は作成し企画調整課内でも「自分たちは正しい」と主張し守るために共有されるはずである。よって改めて審査請求させて頂く。	協力金の申請にあたっては、要請に従うことに加えて追加の要件を求めており、申請受付要項に記載されている申請要件を満たした事業者が協力金の対象となることが読み取れる。
6	1615	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	感染拡大防止協力金について「申請時の添付書類省略が必要となる。過去に申請を行った協力金（※）の支給決定通知が、申請期限である3月25日（木）までに届かなかつたために（審査中等により届いていない場合も含む）、期日中に申請を行わなかった方については、改めて申請を受け付けます。」となった経緯、理由、または条件を覆すこととなった正当な理由がわかる一切の文書。	令和3/9/10	開示決定	【対象公文書】 支給決定通知に係る協力金申請の取扱いについて	本開示決定は「支給決定通知に係る協力金申請の取扱いについて」の1枚のみ開示決定されている。ただし開示された内容は本件開示請求時の文書をなぞるだけの無用の1枚であり、「経緯、理由、または条件を覆すこととなった正当な理由がわかる」ものではない。本件は「注意事項が記載されているにも拘わらず支給対象者が通常申請を行わず、自らの過失によって支給対象外の地位になった事業者」を前記事実が確定したのちに「支給対象外を支給対象」に引き上げる制度上、特殊な判断であり、一般にも公開されている。この点の「経緯、理由、または条件を覆すこととなった正当な理由がわかる」を求めている。蛇足になるが公平性、平等性から過失のある事業者を支給対象に引き上げたのは事実であり、請求者ケースの場合、過失が見当たらない。よって答申にて請求者の不支給に関しても触れて頂けることを切実に期待している。	本開示文書は、支給決定通知が申請期限までに届かなかつたために期日中に申請を行わなかった事業者を対象に再受付を行うこととした際、作成したものである。再受付を行うこととなった経緯、理由がわかる文書である。
7	1632	令和4/3/3	産業労働局	総務部企画調整課	感染拡大防止協力金について産業労働局総務部企画調整課課長代理〇〇氏からの説明で「間借りは不正申請も出来てしまうから一律に対象外にしている」とあるが、このことが確認できる一切の文書。及び公開もなしに不正対策のため真っ当な営業を営んでいる者を除外できる法的根拠や事務取扱要綱の目的に反しない正当な理由等がわかる一切の文書。	令和3/9/10	開示決定	【対象公文書】 1 東京都感染拡大防止協力金【申請受付要項】 2 東京都感染拡大防止協力金（第2回）のご案内（申請受付要項） 3 8月の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金のご案内 8月実施分申請受付要項 4 9月の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金のご案内 9月実施分申請受付要項 5 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金のご案内 11月28日～12月17日実施分申請受付要項 6 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金のご案内 令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分申請受付要項	本件は閲覧時に確認したところ前半部分に対して申込受付要項が開示決定されているが、他の類似の理由でも述べた通り一読しても法的根拠や局内解釈等一切わからない。本件の記述通り1枚の営業許可書で同じ場所で複数店舗を合法的に営業できるので「不正申請も出来てしまう。」という解釈は請求者もわからなくはない。でも少し待って欲しい。本件の〇〇氏の説明は録音もあり事実であるが、この発言は他の主張と根本的に矛盾する。「営業許可書がない飲食店店舗はありえない。」という発言はそもそも1枚で複数店舗を違法と断罪しありえないと言っているので私の主張と真っ向から対立するのに対し、本件は私の主張に基づいた上で「間借りは不正申請も出来てしまうから一律に対象外にしている」と言っているのでも営業形態として認めた上で回答している。したがって11番（※別表1の「諮問第1589号」）及び「諮問第1612号」を指す。）で請求者が主張する「1営業許可書＝1屋号」の方程式にはなり得ないため、どちらかの説明が虚偽である。の問いは企画調整課自ら「1営業許可書＝1店舗」ではない認識であることを開示決定の決裁文書にて認めていることになる。そのため前半部分に対しての審査請求ではなく、後半部分にのみ審査請求を行う。後半部分は本文前半部分の前提のもと「一律に除外」することが告知もなくできる根拠を指している。少なくとも3番（※本別表の「諮問第1605号」を指す。）で触れた通り「きめ細やか」を求められている制度設計で「一律に除外」は乱暴であり、コロナウイルス発生以前から営業を行っている請求者のような事業者は不正や協力金目当ての新規営業ではないのは決算書やその他証拠書類で確認することが出来る。「一律に除外」するのであれば法的根拠等は必ず存在するはずである。よって「救済」を行っていない現状の運営では正当な理由がわかる文書は提示できるはずである。	申請受付要項で「営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類（写し）」の提出を求めている。また、「飲食店営業許可書に係る確認書」で申請者と営業許可書の名義人が異なる場合の確認を行い、間借りであっても店舗の営業に関する全体的な管理権限を有すると認められれば支給するなど実態に即した審査を行っており、不正対策のため真っ当な営業を営んでいる者を除外している事実はない。したがって、請求の文書は申請受付要項以外に存在しない。